

# 特別の法人 無料職業紹介事業【新規届出】に係る提出書類

福井労働局職業安定部需給調整事業室

《申請・届出書類》		提出部数
<input type="checkbox"/>	特別の法人 無料職業紹介事業届出書【様式第1号の2】（記載例参照）	正1部・写2部
<input type="checkbox"/>	※特別の法人 無料職業紹介事業計画書【様式第2号】（記載例参照）	正1部・写2部
<input type="checkbox"/>	※特別の法人 無料職業紹介事業取扱範囲等届出書【様式第6号】 (取扱地域・職種等を限定する場合)（記載例参照）	正1部・写2部
《添付書類》		
<input type="checkbox"/>	定款(事業目的に「 <b>職業紹介事業</b> 」の記載が必要。 * 現行の定款と相違ないことを証明すること * 「 <b>職業紹介事業</b> 」の記載が無い場合は、職業紹介事業を行う意思決定機関の書類「臨時総会議事録」の写し等を添付	証明したもの2部
<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書(履歴事項 <b>全部</b> 証明書)● (事業目的に「 <b>職業紹介事業</b> 」の記載が必要)	正1部・写1部
<input type="checkbox"/>	役員名簿 * 役員全員の氏名(ふりがな)、住所(住民票通り)が記載されたもの	写2部
<input type="checkbox"/>	組合員名簿 * 構成員の数が10以上であること	写2部
<input type="checkbox"/>	※個人情報適正管理規程 (様式例参照)	写2部
<input type="checkbox"/>	※業務運営に関する規程 (様式例参照)	写2部
<input type="checkbox"/>	※事業所使用権を証明する書類 (使用目的が、事務所であること。) * 自己所有の場合 ……建物の登記事項証明書●	正1部・写1部
	* 賃貸借(使用貸借)の場合 ……建物の賃貸借(使用貸借)契約書	写2部
	* 転貸借の場合 ……原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	写2部
<input type="checkbox"/>	※事業所のレイアウト図(職業紹介事業として使用する事務室、相談室等)	2部
<input type="checkbox"/>	※職業紹介責任者の <b>住民票</b> (本籍地記載あり・個人番号記載なし)	正1部・写1部
<input type="checkbox"/>	※職業紹介責任者の <b>履歴書</b> (記載例参照)	正1部・写1部
<input type="checkbox"/>	※職業紹介責任者講習会 <b>受講証明書</b> (届出日の前5年以内の受講日に限る)	写2部
<input type="checkbox"/>	* 職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 (* 職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限る)	写2部
《外国にわたる職業紹介を行う場合》		
<b>相手先国に関する書類</b>		
<input type="checkbox"/>	①相手先国の関係法令及びその日本語訳 * 相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付。 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳(* 取次機関を利用しない場合に限る) * 相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。	写2部
<b>(取次機関を利用する場合) 取次機関に関する書類</b>		
<input type="checkbox"/>	①取次機関に関する申告書【通達様式第10号】 ②相手先国において、当該取次(送出し)機関の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 * 相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。 * 特定技能の在留資格について、相手国先によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続きが定められている場合があるので、出入国管理庁のホームページを確認すること。 ③取次(送出し)機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳 * 業務分担がわかる部分のみ添付。	正1部・写1部  写2部

●印は、福井労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手出来る場合は添付を省略できます。

※印は、職業紹介事業を行う事業所ごとに作成が必要です。

(R5.3)

# 特別の法人 無料職業紹介事業【変更届出】に係る提出書類

福井労働局職業安定部需給調整事業室

届出様式は、正本1部、写し2部を、添付書類は、正本1部・写し1部を提出して下さい。

事項及び書類様式	添付書類
①法人の名称	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)●
②法人の所在地	<input type="checkbox"/> ★定款の写し・取締役会等の議事録の写し <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)●
③代表者、役員	<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)●
④代表者、役員 の氏名、住所	<input type="checkbox"/> ★法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)● (記載がある場合のみ)
⑤事業所の名称	<input type="checkbox"/> ★定款の写し・取締役会等の議事録の写し <input type="checkbox"/> ★法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)●
⑥事業所の所在地	<input type="checkbox"/> ★定款の写し・取締役会等の議事録の写し <input type="checkbox"/> ★法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)● <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書●、賃貸借(使用貸借)契約書の写し等の使用権を証明できる書類
⑦職業紹介責任者の 変更	<input type="checkbox"/> 住民票(本籍地記載あり・個人番号記載なし)、履歴書 <input type="checkbox"/> 職業紹介責任者講習受講証明書の写し(変更就任日の前5年以内の受講日に限る) <input type="checkbox"/> *職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 (*職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限る)
⑧事業所の新設 様式第6号 ※様式第2号	<input type="checkbox"/> ※個人情報適正管理規程 <input type="checkbox"/> ※業務運営に関する規程 <input type="checkbox"/> ※建物の登記事項証明書●、賃貸借(使用貸借)契約書の写し等の使用権を証明できる書類 <input type="checkbox"/> ※事業所のレイアウト図 <input type="checkbox"/> ※上記⑦の書類
⑨兼業の変更	<input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)●
⑩取扱職種の範囲等	<input type="checkbox"/> 任意(変更内容が確認できるもの)の書類
⑪外国にわたる職業 紹介を行う場合	相手先国に関する書類 <input type="checkbox"/> 相手先国の関係法令及びその日本語訳 *相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付。 <input type="checkbox"/> 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳(*取次機関を利用しない場合に限る) *相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。
	(取次機関を利用する場合) 取次機関に関する書類 <input type="checkbox"/> 取次機関に関する申告書【通達様式第10号】 <input type="checkbox"/> 相手先国において、当該取次(送出し)機関の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 *相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。 *特定技能の在留資格について、相手国先によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続きが定められている場合があるので、出入国管理庁のホームページを確認すること。 <input type="checkbox"/> 取次(送出し)機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳 *業務分担がわかる部分のみ添付。
⑫事業所の廃止	(添付書類なし)
⑬事業廃止届(様式第7号)	(添付書類なし)

★マークは変更した場合に提出が必要です。

●印は、福井労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手出来る場合は添付を省略できます

※印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

(R5.3)